

令和2年竹田市農業委員会5回総会議事録

1. 日 時 令和2年5月7日(木) 午後1時33分～午後2時22分
2. 場 所 竹田市役所庁議室
3. 出席委員 8名
2番 小伏間敬雄、4番 本郷 敦子、5番 麻生 敏明、6番 渡部美保子、7番 馬場 一己
9番 長野 幸生、11番 工藤 一美、13番 森 哲秀
4. 欠席委員 5名
1番 丹 統司、3番 佐藤 博一、8番 和田 京子、10番 志賀 一幸、12番 原 眞治
5. 農業委員会事務局職員
事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、管理係：津曲美香

6. 議事

議案第32号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	10件
議案第33号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第34号 農用地利用集積計画の承認について	22件
議案第35号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	3件
議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第38号 非農地証明について	2件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、8人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、5番 麻生敏明委員、9番 長野幸生委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第9号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。2番の案件は、議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第10号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第32号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	10件
議案第33号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第34号	農用地利用集積計画の承認について	22件
議案第35号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	3件
議案第36号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第37号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第38号	非農地証明について	2件

以上、51件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議事参与に該当する案件については、その議案の最初に行いますのでご了承ください。

議長

議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

5番を除く1番から10番の案件は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年7ヶ月の賃借権による権利の設定を行うものであります。5番の案件は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年間の賃借権による権利の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第32号について、事務局から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第32号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第33号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先の議案第32号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第33号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間及び10年7ヶ月間の賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃貸借権へ移行」であります。

議長

只今、議案第33号について、事務局による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第33号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。
(13時42分)

議長

再開します。
(13時42分)

続いて、議案第34号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第34号について、7番の申請者から取下げの願いがありましたので、7番を除く22件の説明をいたします。

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、新規設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇氏です。6年間の使用貸借、再設定です。労力2名、稲作・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番から6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の使用貸借、新規設定です。

9番の借り手は、〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、再設定です。労力2名、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1名、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年7ヶ月間の使用貸借、再設定です。労力2名、稲作・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

14番及び15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年11ヶ月間の賃貸借、14番は再設定、15番は新規設定です。

16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。11ヶ月間の賃貸借、再設定です。

18番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2名、畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、再設定です。

20番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年11ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力は3名、畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2 1 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

2 2 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

2 3 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。9年11ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

9 番 長野幸生委員

10番の借り手である〇〇〇〇さんは、住所が〇〇〇〇になっていますが、〇〇〇〇ではないのですか。

事務局

確認しましたが、〇〇〇〇で間違いありません。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第34号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号の農用地利用集積計画の承認については、承認することに決定します。

議長

続いて、議案第35号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第35号の1番から3番の案件は、いずれも所有者が離農を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地及び経営の一切を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第35号について、事務局より説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第35号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第36号の1番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字会々字
鹿口○○○○番 登記地目 田1筆 面積1.71平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営
規模は、2,442.71平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第36号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、管理機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上です

議長

続いて、議案第36号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の2番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字戸上字
政所○○○○番 外3筆 登記地目 畑4筆 合計面積2,732.02平方メートルを所有権移転する
ものです。譲受人の経営規模は、23,436.02平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

9番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9番 長野幸生委員

議案第36号の2番の調査報告をいたします。

報告します。譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター3台、耕運機5台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の3番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字今字表
○○○○番 登記地目 田1筆 面積1, 251平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規
模は、20, 318.97平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9番 長野幸生委員

議案第36号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機3台、田植え機1台、コンバイン1台を所有
しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれ
ます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の4番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町高城字
馬場久保○○○○番 登記地目 田1筆 面積3, 162平方メートルを所有権移転するものです。
譲受人の経営規模は、32, 462平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

議案第36号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の5番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町高練木字川宇田○○○○番 登記地目 畑1筆 面積770平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、92,707.66平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

議案第36号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。農機具は、トラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、人参ハーベスター1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の6番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字田ノ尻○○○○番 登記地目 田1筆 面積5,707平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、79,415平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第36号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の7番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字 仏原字宮田○○○○番 登記地目 田1筆 面積2,378平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、138,416平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第36号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第36号の8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の8番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字 下田北字向園○○○○番 登記地目 田1筆 面積2,500平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,543平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第36号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、議案第36号の9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の9番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字立箱○○○○番 外3筆 登記地目 田4筆 合計面積2,333平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、12,639.91平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第36号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第36号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

11番 工藤一美委員

1番の面積は、間違いはないですか。

事務局

登記簿謄本で確認を取っていますが、間違いはないです。

6番 渡部美保子委員

現地に行きましたが、実際は広がったです。4aぐらいだと思います。台帳面積と実際の面積が違っているようです。

実際は○○○○さんの土地ですが、○○○○さんが親の代から自分の土地として作付けをしていました。

地籍調査で間違っていたことに気が付いたそうです。親の代でいろいろあったかもしれませんが、所有権の移転について解決の方向で進んでいるそうです。

議長

ほかにはないですか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第36号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字柳ヶ久保〇〇〇〇番 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積5,004平方メートルの畑です。この申請地は、農振法の規定による農用区域内農地です。転用目的は、畜舎用地です。申請者は、畜産経営の農家で、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、新たに畜舎の建設を計画したものです。雨水については、既存側溝へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第37号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

いいですか。無いようですので討論を終結いたします。

議案第37号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第38号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第38号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字君ヶ園字セハタ○○○番 登記地目 田1筆 面積1,279平方メートルは、周囲を山に囲まれ獣害がひどいため、昭和60年頃、スギを50本植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第38号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町叶野字天神鶴○○○番 外3筆 登記地目 田1筆・畑3筆 合計面積2,346平方メートル。○○○○番及び○○○○は、北側及び東側に山林があったため、耕作に適さず昭和54年頃スギを植林しました。○○○○番は昭和12年に、○○○○番は昭和54年に住宅を建てました。現況は山林及び宅地となっている。始末書が添付されています。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林及び宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第38号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第38号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会:午後2時22分】

令和2年5月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....